

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年五月二十五日

広島県人事委員会

委員長 丸山

明

広島県人事委員会規則第二十二号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和四十三年広島県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の部中

東京事務所		東京事務所		旅券センター	
所	次	所	次	所	次
長	長	長	長	長	長
二	二	三	三	三	三
種	種	種	種	種	種

に

を

改める。

附 則

この人事委員会規則は、平成十九年六月四日から施行する。